

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害児通所給付費の支給等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、障害児通所給付費の支給等に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

練馬区長

## 公表日

令和2年6月25日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	障害児通所給付費の支給等に関する事務
事務の概要	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 障害児通所給付費または特例障害児通所給付費の支給決定の変更に関する事務 障害福祉サービスの提供に関する事務 措置等に要する費用の徴収に関する事務
システムの名称	1 福祉情報システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給情報ファイル 資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第1項番8 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1号～第4号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> 実施する ] <span style="float: right;">&lt; 選択肢 &gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 項番10, 11, 12, 16 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条第1号～第3号, 第10条第1号～第3号, 第12条第1号～第5号 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 項番16, 56の2, 116 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条第1号のイ, 第12条第4号のイ, 第30条第7号
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	福祉部 障害者サービス調整担当課
所属長の役職名	障害者サービス調整担当課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話 03-5984-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 練馬総合福祉事務所 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4609 福祉部 光が丘総合福祉事務所 〒179-0072 練馬区光が丘2丁目9番6号 電話番号 03-5997-7796 福祉部 石神井総合福祉事務所 〒177-8509 練馬区石神井町3丁目30番26号 電話番号 03-5393-2816 福祉部 大泉総合福祉事務所 〒178-8601 練馬区東大泉1丁目29番1号ゆめりあ1内 電話番号 03-5905-5272

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	令和2年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	令和2年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月17日	しきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年7月19日	関連情報 5 評価実施機関における担当部署 部署	福祉部 石神井総合福祉事務所	福祉部 障害者サービス調整担当課	事後	
平成29年7月19日	関連情報 5 評価実施機関における担当部署 所属長	桑原 修	二和田 昌彦	事後	
平成29年7月19日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成29年7月19日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成30年11月27日	関連情報 5 評価実施機関における担当部署 所属長	二和田 昌彦	佐藤 一江	事後	
平成30年11月27日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	
平成30年11月27日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	
令和1年6月25日	関連情報 5 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	佐藤 一江	障害者サービス調整担当課長	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	リスク対策	記載なし	項目追加による新規記載	事後	
令和2年6月25日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月25日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月25日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条第1号のロ, 第12条第3号のチ, 第30条第6号	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条第1号のイ, 第12条第4号のイ, 第30条第7号	事後	